

開放車庫の延焼ライン内の開口部

自動車車庫の開口部が延焼ライン内にあり、開口部において防火設備等が必要な場合であっても、下記の要件を満たす開口部については防火設備は不要とする。

- ①側面が開放されている。
- ②燃料の貯蔵(自動車のガソリンタンク内におけるものを除く)又は給油の用に供しない。
- ③同一敷地内における床面積の合計が30㎡以内である。

※①の開放については平成5年6月22日建設省告示第1427号を準用する。

関連告示	平成5年6月22日建設省告示第1427号
参 考	昭和36年1月14日建設省住発第2号